

## 食品の安全に関する基本方針及び推進プランの改定について

令和8年2月  
広島県健康福祉局食品生活衛生課

## 1 趣旨

令和3年度から取り組んできた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下、「プラン」という。）について、改定のスケジュールを次のとおり見直すとともに、骨子案作成に向けての方向性を定める。

## 2 プラン改定スケジュールの見直し

プランの上位計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の改定時期が、令和8年3月から令和8年6月頃に延期されたことから、プランの改定スケジュールについても、令和8年10月頃に改定するよう見直す。

## 見直し後の改定スケジュール（予定）

	令和7年度			令和8年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
改定作業	骨子案検討			素案検討			最終案検討			改定公表

## 3 プラン改定までの取組方針

現行プランの取組期間は令和8年3月で終了するが、令和8年10月の改定までの間、暫定的に現行プランと同様の取組を継続する。なお、現行プランに掲げる数値目標等の実績については、令和7年度末の時点で取りまとめる。

## 4 プラン改定骨子案の方向性

## (1) 改定骨子案作成にあたっての基本的な考え方

- ・現行プランに基づいたこれまでの取組により、大規模な食中毒事案の発生が低く抑えられるとともに、事業者の自主回収対応が迅速化してきていることなど、食品の安全安心確保に向けて、一定の成果が表れていることから、今回の改定においては、「あるべき姿」、「領域の設定と目指す姿」、「基本的な視点」及び「行政、生産者、事業者及び消費者の役割」を現行プランから引き継ぐ。
- ・「取組の柱ごとの基本施策における取組及び数値目標」については、振り返りで判明した各取組における課題や社会情勢の変化等を踏まえ、目指す姿の実現に向けて目標の設定や取組の整理を行う。

## (2) 取組の柱ごとの見直し内容（案）

## 領域Ⅰ 安全な食品の提供

## ア 衛生管理

- ・食中毒予防対策については、引き続き衛生管理の徹底に向けて取り組むことで、規模にかかわらず食中毒の発生予防が可能であるため、数値目標についても有症者50人未満の食中毒を包含した指標に改める。
- ・HACCPの推進については、食品衛生法の改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されてから4年が経過し、食事業者等のHACCPに対する理解が進んでいることから、今後は食品事業者等がHACCPを実践できている状態を目指して更に取組を加速させることとし、数値目標についても各食品事業者等におけるHACCPの実施状況を測るものに改める。

## イ 危機管理

・引き続き、食品事業者等が取り扱う食品等について違反又は健康被害のおそれがある旨を探知した場合には、早期に自主回収に着手できるよう、取組を継続する。

## 領域Ⅱ 安心感の醸成

### ア 食品表示

・食品表示のミスを減らすため、講習会や監視指導により、食品事業者等への啓発及び注意喚起を強化する。

・数値目標については、現行の指標としている表示違反（不良）による回収件数は、食品表示法の規定に基づく食品自主回収の届出件数を計上しており、アレルギーや期限表示等の食品の安全性に係る事項の違反（不良）のみが反映されているが、消費者の食品に対する安心感を醸成するためには、原料原産地や機能性表示食品に関わる事項等を含め、流通する食品に関する正確な情報を消費者に提供することが必要であることから、より包括的に取組の成果を反映できる指標に改める。

### イ リスクコミュニケーション

・食品等を取り扱う事業者による適切な苦情対応は、事業者と消費者間の相互理解を確保するために必要な取組であるが、個別の苦情事例について十分な対話が行われたか否かを検証することが困難であるため、今後の数値目標としては、普及啓発等リスクコミュニケーションの取組効果を測るものとして、消費者における食品の安全性に関する知識の普及状況とする。